

第42回は、介護をキーワードに解説を進めていきます。

社会保険労務士の試験で「介護」という名称を使用している法律は、下記の通りになります。

法律	内容	対象者	給付対象	給付内容
労働者災害補償保険法	介護補償給付 (介護給付)	労働者本人	労働者本人	現金
雇用保険法	介護休業 給付金	対象家族	被保険者	現金
育児介護休業法	休業の制度	対象家族	労働者	休業
介護保険法	介護給付 予防給付	被保険者	被保険者	現物給付

労働者災害補償保険法は、被災労働者本人が介護を要する場合に現金で支給されます。  
雇用保険法は、対象家族が介護を要する場合の休業中の生活補てんとして現金で支給。

それ以外に関しては、

育児介護休業法では、対象家族が介護を要する場合の休業の規定。

介護保険法は、介護保険法の被保険者が介護を要する状態の際に現物で支給されます。

労働者災害補償保険法の「介護（補償）給付」を解説していきます。

介護（補償）給付とは

業務災害又は通勤災害により被災し、その結果として障害の状態が重度となり、一定の要件の中で、常時介護または随時介護を必要とする者（実際に常時又は随時介護を受けていること）に対して、その介護費用を実費の補填として現金で支給する制度です。

自宅での親族や介護業者による介護が対象で、病院や診療所に入院している場合や介護老人保健施設または特別養護老人ホームなどに入所している場合は、十分な介護サービスが提供されるので支給対象となりません。

条文を確認していきます。

H19年選択式

▼労働者災害補償保険法 法12条の8第4項（介護補償給付）

【条文】

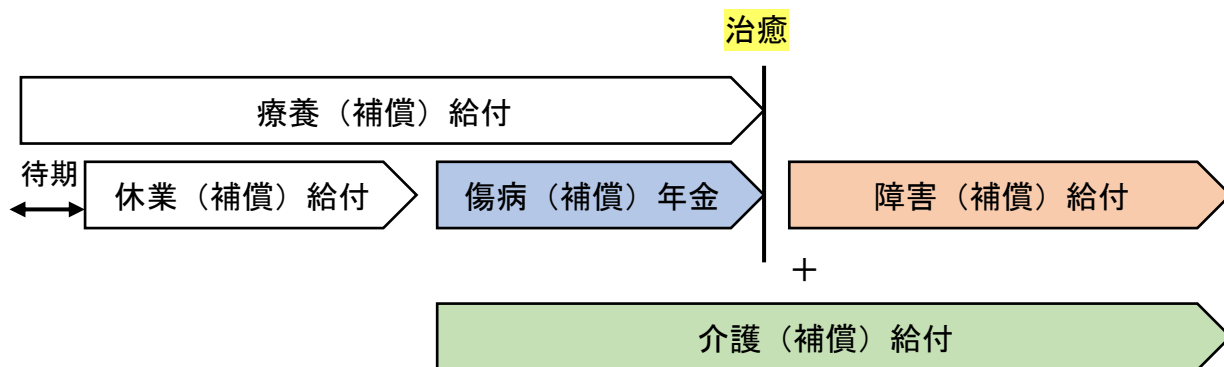
介護補償給付は、**障害補償年金**又は**傷病補償年金**を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する**障害補償年金**又は**傷病補償年金**の支給事由となる障害であつて厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間（次に掲げる間を除く。）、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。



1. 障害者支援施設に入所している間（生活介護を受けている場合に限る。）
2. 障害者支援施設（生活介護を受けている場合に限る。）に準ずる施設として厚生労働大臣が定めるものに入所している間
3. 病院又は診療所に入院している間

下記のように、「**治癒**」を挟んで、**傷病（補償）年金**又は**障害（補償）年金**を受ける権利を有する場合が前提です。

**傷病（補償）年金**又は**障害（補償）年金**を受ける権利をし、厚生労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に介護（補償）給付が支給



下記は、厚生労働省令で規定されている常時介護と随時介護の区分になりますが、介護補償給付は、極めて重篤な場合に支給される給付ということが解ります。

常時介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、常時介護を要する状態に該当する方 (障害等級第1級3・4号、傷病等級第1級1・2号)</li> <li>●以下の2点など、1と同等度の介護を要する状態である方</li> <li>●両眼が失明するとともに、障害又は傷病等級第1級・第2級の障害を有する方</li> <li>●両上肢及び両下肢が亡失又は用廃の状態にある方</li> </ul>
随時介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神神経・胸腹部臓器に障害を残し、随時介護を要する状態に該当する方 (障害等級第2級2号の2・2号の3、傷病等級第2級1・2号)</li> <li>●障害等級第1級又は傷病等級第1級に該当する方で、常時介護を要する状態ではない方</li> </ul>

(行政解釈)

#### ●1級障害

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。

具体的には、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることが出来ず、活動の範囲が、病院ではベッド周辺、家庭では室内に限られるもの。

#### ●2級障害

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。

具体的には、必ずしも他人の介助は必要無いが、日常生活が極めて困難で、活動の範囲が、病院では病棟内、家庭では家屋内に限られるもの。

次に、支給要件を確認していきます。

- ①一定の障害の状態に該当すること（常時又は随時介護を要する状態に区分に該当）
- ②現に介護を受けていること
- ③病院や診療所に入院していないこと
- ④介護老人保健施設や特別療養老人ホームなどに入所していないこと

支給額に移ります。

理解し難い箇所ですが、試験にも出題されるので、金額を含めて理解してください。  
合わせて、平成28年4月より、金額が改正されています。

介護（補償）給付は、月ごとに支給されることになっており、その支給額は1月につき要介護区分に応じて支給されます。

時効の起算日：支給事由が生じた月の翌月初日

常時介護を要する被災労働者の場合

(1)親族等による介護	(2)介護費用の負担	(3)最初の月	(4)翌月以後
受けた日がない	①費用負担あり	・実費	
受けた日がある	②57,030円以上を負担	・上限：104,950円	
	③57,030円未満を負担	実費を支給	57,030円
	④費用の負担なし	支給しない	(一定額)

最低保障があるのは、ここだけ

(1)「親族等による介護」から解説をしていきます。

⇒「親族等による介護を受けた日がない」「親族等による介護を受けた日がある」と2つの区分がありますが、

親族等による介護ではなく、介護業者による介護

親族、知人、友人による介護

(2)介護費用の負担

⇒業者による介護サービスに支払う費用や福祉用具等の費用の負担

(3)最初の月（支給すべき事由が生じた月） (4)支給すべき事由が生じた翌月以後

⇒(3)と(4)で費用の負担が変わってきます。

上記の③、④（親族等による介護で介護費用が 57,030 円未満の場合）

初月は、いくら経費がかかっても実費支給（④の実費がなければ、支給なし）で翌月から、費用の額にかかわらず、一定額の 57,030 円が支給されます。

## 上記①の

業者による介護サービス（親族等による介護を受けた日がない）の場合は、「最初の月」関係なしに、上限を 104,950 円に実費が支給されます。（最低保証なし）

②の業者による介護サービスに頼らず、親族等での介護で費用が 57,030 円以上を負担した場合は、①と同じ扱いになります。

平成 28 年 4 月 1 日～

	最高限度額		最低保障額	
	改正前	改正後	改正前	改正後
常時介護	104,570 円	104,950 円	56,790 円	57,030 円
随時介護	52,290 円	52,480 円	28,400 円	28,520 円

最後に請求に移ります。

介護（補償）給付の支給を受けようとする者は、所定の事項を記載した請求書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

傷病（補償）年金の受給権者	傷病（補償）年金の支給決定を受けた後
障害（補償）年金の受給権者	障害（補償）年金の請求と同時 又は請求をした後

(完)